

福井市地域不法投棄対策支援事業について

不法投棄防止看板配付（自治会の申込により看板を配付します）

対象	実施方法・条件等
自治会	1 自治会あたり 3 枚を上限として無償配付する 指定する看板様式に対象自治会の名称を表示したものを配付する 設置及び維持管理に要する費用については、自治会の負担で行うこと 設置した看板が通行人等に危険を及ぼさないよう、安全に配慮すること 看板設置箇所の土地等の所有者、管理者等の同意を得ること ごみステーションの管理には使用しないこと

不法投棄廃棄物処理に要する経費の助成（不法投棄物処理に係る経費を助成します）

対象	助成率	助成額の 上限(年額)	対象経費	実施方法・条件等
連合会	全額	10 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・重機借上料 ・レンタカー使用料 ・運搬委託料 ・処分委託料 	ごみステーション及び周囲の廃棄物の処理は対象としない 車両の借上料、使用料は事業者への支払いのみを対象とする

不法投棄未然防止対策に要する経費の助成（不法投棄を防止するために係る経費を助成します）

対象	助成率	助成額の 上限(年額)	対象経費	実施方法・条件等
連合会	3 分の 2	5 万円	看板、柵等の作製費用	看板の設置費用（作業料）は対象としない 看板は 1 枚あたり、対象経費の 3 分の 2 かつ 5,000 円を助成額の上限とする ごみステーションの管理に係る設置物は対象としない 設置物には申請者の名称を表示すること 設置物の維持管理に要する費用については、申請者の負担で行うこと 設置物が通行人等に危険を及ぼさないよう、安全に配慮すること 設置物は、減価償却資産の耐用年数内に譲渡し交換し貸し付け又は担保に供することは出来ない 設置予定箇所の土地等の所有者、管理者等の同意を得ること

予算の範囲内で先着順に受付します。年度途中で締め切る場合もございますのでご了承ください。
 必ず事業実施前に申請をお願いします。（事後申請は認められません）申請前に一度ご相談ください。
 様式ダウンロード（市HP 「暮らし」 「ごみ・環境」 「助成・補助」 「地域不法投棄対策事業」）